

平成30年第4回

中津川市議会（定例会）議案

平成30年8月30日

## 平成30年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

議第61号	中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について・・・5
議第62号	中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について・・・7
議第63号	中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について・・・10
議第64号	中津川市税条例等の一部改正について・・・12
議第65号	中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び中津川市企業立地促進条例の一部改正について・・・36
議第66号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の制定について・・・39
議第67号	中津川市分担金条例の一部改正について・・・42
議第68号	中津川市消防団条例の一部改正について・・・45
議第69号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・47
議第70号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・48
議第71号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・49
議第72号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・50
議第73号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・51
議第74号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・52
議第75号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・53

議第76号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・54
議第77号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・55
議第78号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・56
議第79号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・57
議第80号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
議第81号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
議第82号	損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
議第83号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
議第84号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
議第85号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
議第86号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
議第87号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
議第88号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
議第89号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
議第90号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
議第91号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

議第92号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
議第93号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
議第94号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
議第95号	北部辺地に係る総合整備計画の変更について・・・・・・・・	73

議第61号

中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

第4条第1項第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に、「第1号」を「前号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第62号

中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の  
制定について

中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を次の  
ように制定するものとする。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

公職選挙法に基づき、中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発  
行に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

## 中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、中津川市の議会の議員及び長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行について必要な事項を定めるものとする。

### (選挙公報の発行)

第2条 中津川市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、前条に規定する選挙において、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行しなければならない。

### (掲載の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する日時までに文書で申請しなければならない。ただし、写真の掲載を希望しないときは、写真の添付を要しないものとする。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような記載をしてはならない。

### (選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一つの用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

### (選挙公報の配布)

第5条 委員会は、選挙公報を、当該選挙の期日前2日までに、配布するものとする。

2 委員会は、前項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ず

る方法による配布を行う。この場合において、委員会は、中津川市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行の中止)

第6条 委員会は、法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続を中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議第63号

中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

中津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

労働基準法に準拠し、夜間勤務を行う管理職を夜間勤務手当の支給対象とするため、この条例を定めようとする。

## 中津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項中「規定は」の次に「、市の規則で定める場合を除き」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

議第64号

中津川市税条例等の一部改正について  
中津川市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市税条例等の一部を改正する条例

第1条 中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第32条の7第3項」を「第32条の7第5項」に、「第33条」を「第33条第1項及び第4項」に、「第54条第2項」を「第53条第2項」に、「及び第83条第2項」を「、第83条第2項、第126条第2項並びに第127条第2項」に改める。

第16条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第32条の7第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第17条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第24条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第26条の3中「医療控除額」を「医療費控除額」に改め、「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第26条の7中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第28条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第32条の6第2項中「第32条の4第4項」を「法第321条の6第1項」に、「は、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例によって当該納税

者に還付する」を「当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する」に改め、同項ただし書を削る。

第32条の6の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第32条の6の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第32条の6の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第32条の7第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第33条第2項」を「第33条第4項」に、「について同法第81条の24第1項」を「について法人税法第81条の24第1項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第32条の7に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につい

ては、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第32条の9第4項中「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改める。

第33条第1項中「によって」を「により」に、「それと」を「これと」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第32条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第33条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第33条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第32条の9第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、

第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第33条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第33条に次の2項を加える。

5 第32条の7第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第33条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第33条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第32条の9第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第33条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第34条の11中「第228条の12」を「第328条の12」に改める。

第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第74条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第75条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第75条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第76条第1項中「第74条第1項」を「第74条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第80条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当た

りの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第76条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第74条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小

売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額  
第76条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第77条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第78条第3項中「第74条」を「第74条の2」に改める。

第80条第1項中「第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

第123条中「について第586条第1項」を「について法第586条第1項」に改める。

第138条第2項中「又は第33項」を「、第33項又は第34項」に改める。

附則第4条の2第1項中「第32条の7第3項」を「第32条の7第5項」に改め、「第34条の12第2項」の次に「、第53条第2項」を加え、同条第2項中「第33条」を「第33条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条の3第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を

加え、「第33条に」を「第33条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「については」を「にあっては」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第4条の4第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加え、「かかわらず、市民税の」を「かかわらず、」に改める。

附則第9条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、同条第15項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第14項を第18項とし、第10項から第13項までを4項ずつ繰り下げ、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第6項を同条第5項とし、同項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、「第7

条第1項の」の次に「規定の」を加え、「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項」を「附則第12条第15項において準用する同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「同条第9項」を「法附則第15条の9第9項」に、「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条に次の2項を加える。

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定

の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には、」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第11条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度

分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条の3の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「（平成27年法律第2号。以下「平成27年法律第2号」という。）附則第9条」を「（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第16条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第17条の4の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第17条の5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第18条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第19条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第20条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第22条及び第23条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第24条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「(平成27年法律第2号)附則第18条」を「(平成30年法律第3号)附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第25条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第27条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に、「又は第33項」を「又は第34項」に、「若しくは第33項」を「若しくは第34項」に改める。

第2条 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第9条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に

改める。

附則第27条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第77条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第77条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

第75条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第76条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年中津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「中津川市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第74条第1項」を「中津川市税条例第74条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中津川市税条例第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第75条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第76条から第78条まで及び第80条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中中津川市税条例第28条の2第1項の改正規定及び次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中中津川市税条例第76条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中中津川市税条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の7第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中中津川市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定並びに同条例第26条の3の改正規定（「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える部分に限る。）及び同条例第26条の7の改正規定並びに同条例附則第4条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の中津川市税条例（次項、次条第1項及び附則第12条において「新条例」という。）第33条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の7第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条にお

いて「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(中津川市税条例等の一部を改正する条例(平成27年中津川市条例第26号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小

売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第80条第1項若しくは第2項、	中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年中津川市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第12条第2号	第80条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第12条第3号	第65条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様	地方税法施行規則の一部を

	式又は第34号の2の様式	改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第65条の7第1項の申告書、第80条第1項」とあるのは、「第80条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のた

め所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の中津川市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第80条第1項若しくは第2項、	中津川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年中津川市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則
------	-----------------	---

		第9条第3項、
第12条第2号	第80条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第12条第3号	第65条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。

この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の中津川市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第80条第1項若しくは第2項、	中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年
------	-----------------	--------------------------

		中津川市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。) 附則第11条第3項、
第12条第2号	第80条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第12条第3号	第65の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他

参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

第12条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第65号

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び中津川市企業立地促進条例の一部改正について

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び中津川市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地域再生法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例及び中津川市企業立地促進条例の一部を改正する条例

(中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年中津川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「固定資産税の」の次に「課税免除及び」を加える。

第1条中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第2条の見出しを「(課税免除及び不均一課税)」に改め、同条第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、「固定資産税の税率」の次に「又は課税免除について」を加え、「掲げる税率」を「掲げるとおり」に改め、同項の表を次のように改める。

事業	年度の区分	税率等
法第17条の2第1項第1号に規定する移転型事業	第1年度分	課税免除
	第2年度分	課税免除
	第3年度分	課税免除
法第17条の2第1項第2号に規定する移転型事業	第1年度分	0パーセント
	第2年度分	市税条例第41条に規定する税率に3分の1を乗じて得た率
	第3年度分	市税条例第41条に規定する税率に3分の2を乗じて得た率

第3条の見出し中「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税」に改める。

(中津川市企業立地促進条例の一部改正)

第2条 中津川市企業立地促進条例(昭和62年中津川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号ただし書中「事業」を「場合」に改める。

第4条第2項中「固定資産税の」の次に「課税免除及び」を、「額は、当該」の次に「課税免除又は」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項第2号に規定する事業所設置奨励金の額は、他の法令により固定資産税又は都市計画税の課税免除又は不均一課税の適用があったときは、適用後の固定資産税又は都市計画税相当額以内の額とする。

別表本社機能を有する事業の項中「5人」を「2人」に、「10人」を「5人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第66号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の制定について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の制定に伴い、地域の経済発展の基盤強化を図る固定資産税の課税免除制度を創設するため、この条例を定めようとする。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）に基づき、地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税を課税免除することについて、必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第6条に規定する同意基本計画において定められた促進区域の区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業を行う承認地域経済牽引事業者が、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して、新たに固定資産税を課すこととなった年度以後3年度分に限り、固定資産税の課税を免除することができる。

(課税免除の申請等)

第3条 前条の規定による課税の免除を受けようとする者は、規則で定める申請書を、課税免除を受けようとする各年度の所属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、承認し、又は却下したときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(変更事項の届出)

第4条 固定資産税の課税の免除を受けた者で、前条第1項の申請書の記載事項に変更があったものは、その事実の発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(課税免除措置の取消し又は停止)

第5条 市長は、固定資産税の課税の免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その措置を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 市税を納期限までに完納しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により課税の免除を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他市長が特に不相当と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第67号

中津川市分担金条例の一部改正について  
中津川市分担金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

土地改良法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市分担金条例の一部を改正する条例

中津川市分担金条例（平成12年中津川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名中「中津川市分担金」の次に「等徴収」を加える。

第1条中「第91条の2第1項」の次に「、同条第6項」を加え、「法第36条の2第1項」を「法第36条の3第1項」に改める。

第2条第2項中「土地改良事業に」を「土地改良事業（法第87条の3第1項の規定に基づき県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。以下同じ。）に」に改める。

第3条の見出し中「分担金」の次に「等」を加え、同条第1項中「分担金」の次に「及び特別徴収金（以下「分担金等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長が指定する機構関連事業においては、当該機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当したときは、その者から特別徴収金を徴収するものとし、その額は、第1項の規定にかかわらず当該機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

第4条（見出しを含む。）中「分担金」の次に「等」を加える。

第6条を第7条とする。

第5条（見出しを含む。）中「分担金」の次に「等」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（延滞金の徴収）

第5条 市長は、第3条の規定による分担金等を納期限までに納付しない者があるときは、延滞金を徴収するものとし、その割合及び手続は、中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例（昭和31年中津川市条例第10号）の例によるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「法第36条の2第1項」を「法第36条の3第1項」に改める部分に限る。）は平成31年4月1日から施行する。

議第68号

中津川市消防団条例の一部改正について  
中津川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

機能別団員の定員を変更するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市消防団条例の一部を改正する条例

中津川市消防団条例（昭和28年中津川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「220人」を「250人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

議第69号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津  
川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市付知町	曾我 能昌

議第70号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山 節 児

住 所	氏 名
中津川市落合	上田 さよ

議第71号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市坂下	早川 菅子

議第72号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市川上	林 和子

議第73号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市加子母	梅田 時江

議第74号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市付知町	安彦 美智子

議第75号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山 節 児

住 所	氏 名
中津川市付知町	早川 久雄

議第76号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市蛭川	渡邊 和子

議第77号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市蛭川	国枝 泰穰

議第78号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市山口	宮下 修治

議第79号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市馬籠	佐々木 保

議第80号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

- |   |           |  |    |
|---|-----------|--|----|
| 1 | 財産の種別及び数量 | 消防ポンプ自動車（CD-I型）                          | 1台 |
| 2 | 取得金額      | 20,088,000円                              |    |
| 3 | 取得の相手方    | 岐阜市金園町3丁目25番地<br>株式会社ウスイ消防<br>代表取締役 臼井 潔 |    |

議第81号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

- |   |           |  |    |
|---|-----------|--|----|
| 1 | 財産の種別及び数量 | 高規格救急自動車                                   | 1台 |
| 2 | 取得金額      | 31,860,000円                                |    |
| 3 | 取得の相手方    | 岐阜市東興町1番地<br>岐阜日産自動車株式会社<br>法人営業室 室長 三輪 柳次 |    |

議第82号

損害賠償の額の決定について

総合病院中津川市民病院における医療過誤に係る次の損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

- 1 損害賠償の額           15,500,000円
  
- 2 損害賠償の相手方       当時 岐阜県在住の女性のご家族

議第83号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知グラウンド 中津川市付知町3927番地
	付知B&G海洋センター 中津川市付知町5692番地
指定管理者	中津川市付知町5692番地 特定非営利活動法人 つけちスポーツクラブ
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第84号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市清和寮 中津川市中津川3367番地の1
指定管理者	中津川市瀬戸1387番地の8 社会福祉法人 五常会
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第85号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市デイサービスセンターゆうわ苑 中津川市中津川3367番地の1
指定管理者	中津川市瀬戸1387番地の8 社会福祉法人 五常会
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第86号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市デイサービスセンターひだまり苑 中津川市千旦林1197番地の10
指定管理者	中津川市茄子川1683番地の1247 医療法人 みらい
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

議第87号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市デイサービスセンターゆうらく苑 中津川市落合996番地の1
指定管理者	長野県飯田市鼎一色551番地 社会福祉法人 萱垣会
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第 88 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 30 日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市グループホームまごころ 中津川市神坂 3835 番地の 204
指定管理者	長野県飯田市鼎一色 551 番地 社会福祉法人 萱垣会
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議第89号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市坂下福祉センター 中津川市坂下1523番地1
	中津川市坂下デイサービスセンター 中津川市坂下1523番地1
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第90号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市加子母第二デイサービスセンター 中津川市加子母3427番地1
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知福祉センター 中津川市付知町5881番地32
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第92号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市蛭川福祉センター 中津川市蛭川4862番地1
	中津川市蛭川デイサービスセンター 中津川市蛭川4862番地1
	中津川市蛭川ショートステイ事業所 中津川市蛭川4862番地1
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

議第93号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知峡倉屋温泉施設 中津川市付知町1929番地1
	中津川市付知峡倉屋温泉スタンド 中津川市付知町1997番地1
指定管理者	中津川市付知町8581番地1 一般財団法人 付知町振興公社
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第94号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	裏木曾花街道センター 中津川市付知町8581番地1
	花街道付知楽市楽座 中津川市付知町10218番地1
指定管理者	中津川市付知町8581番地1 一般財団法人 付知町振興公社
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第95号

北部辺地に係る総合整備計画の変更について

北部辺地に係る総合整備計画を別添のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

中津川市長 青山節児